

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、長南町が策定した長南町地域防災計画（平成 28 年度一部改訂）や総合防災マップを基に現状分析を行う。

1 地域の災害リスク

(1) 洪水

長南町の地形は、西方に野見金山（標高 180m）があるほかは低い山地で、町域を流れる一宮川、三途川、鶴枝川、埴生川、佐坪川及び小生田川は、すべて一宮川の支流で西から東に流れ、九十九里浜に注いでおり、河川延長は 30km 以内で、集水域も狭く流量は小さい。

長南町は、平成 27 年に改正された水防法に基づき、千葉県が一宮川水系において実施したシミュレーション結果をもとに想定し得る最大規模の「長南町総合防災マップ」を作成した。

長南町の防災計画によると、三途川及び一宮川の一部に浸水深「2.0m～5.0m 未満区域」が想定されるのをはじめ、各支川流域に浸水深「1.0～2.0m 未満区域」、浸水深「0.5～1.0m 未満区域」、浸水深「0.5 未満区域」が想定されている。

また、平成 30 年 7 月の西日本豪雨を踏まえ、防災重点ため池を再選定の結果、町内 26 か所の農業用ため池が新たに防災重点ため池として選定され、洪水リスクの低減に努めている。

(2) 土砂災害

長南町の地質は、大部分は第四系更新統に属する上総層群（下部より順に、梅ヶ瀬層、国本層、柿ノ木台層、長南層、万田野層、笠森層）からなり、当町の南東から北西にかけてそれぞれが帯状に露出・分布している。砂岩・泥岩の堆積物が主体で、一般に軟弱であるため崩壊が発生しやすい。

長南町は、町内に 2 箇所の急傾斜地崩壊危険区域、523 箇所の土砂災害警戒区域等、121 箇所の山腹崩壊危険地区のほか、多くの急傾斜地崩壊危険地区が指定されている。しかしながら、危険箇所の多くは商工業者が点在（国道 409 号線沿いの須田・米満・蔵持、県道 148 号線沿いの地引）あるいは集積しているエリア（国道 409 号線沿いの千田、県道 147 号線沿いの長南、茗荷沢交差点付近、美原台の長南工業団地、給田交差点付近、芝原交差点付近）から外れ、人口もまばらな地点となっている。

(3) 地震

国の地震調査委員会（2014）によると、千葉県を含む南関東地域で今後 30 年以内にマグニチュード 7 程度の地震が発生する確率は 70%程度とされており、地震発生蓋然性が高い状況にある。

また、長南町の防災計画によると、東京湾北部地震（震源地：東京湾北部、震源の深さ：27.8 km、マグニチュード：7.3）が想定されており、町内での震度

は、概ね低地で震度 6 弱、山地で 5 強と予測されている。

なお、当町における昭和以後のデータで最大の地震被災は 1987 年 千葉県東方沖地震(M6.7)、町内の震度は 5~6 で家屋の全壊 1 戸、半壊 61 戸、一部損壊 1,506 戸、町道の舗装亀裂や土砂崩れ 248 箇所の被害が発生した。

(4) その他

令和元年の台風 15 号では、家屋の一部損壊が 126 棟及び長いところでは 1 週間の停電があり、台風 19 号では、家屋の一部損壊が 21 棟、10 月 25 日に発生した大雨では、家屋の全壊が 2 棟、半壊が 60 棟、一部損壊が 71 棟、がけ崩れ 3 箇所など大きな被害が発生した。

(5) 感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

2 商工業者の状況 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

(1) 商工業者数 244 人 (出典：平成 26 年経済センサスより)

(2) 小規模事業者数 232 人 (出典：平成 26 年経済センサスより)

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	51	51	町内に広く分散している
製造業	45	36	町内に広く分散している
卸売業	11	11	町内に広く分散している
小売業	52	50	町内に広く分散している
飲食業	34	34	町内に広く分散している
サービス業	51	50	町内に広く分散している
合 計	244	232	

3 これまでの取組

(1) 当町の取組

①長南町地域防災計画の策定

長南町では、長南町防災会議が災害対策基本法（昭和36 年法第223 号）第 42 条第 1 項の規定に基づき、長南町に係わる風水害、地震災害をはじめとする大規模災害や、大規模火災、道路事故等の大規模な事故災害に関し、長南町及び防災関係機関が全機能を有効に発揮し、町民の協力のもとに、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、「長南町地域防災計画」を策定している。計画は、震災編、風水害等編、大規模事故編及び資料編で構成されており、直近では平成 28 年 3 月に改訂している。

②防災訓練の実施

長南町では毎年度、地震等の大規模災害に備え、町及び関係機関が連携し、

地域住民と一体となった総合防災訓練を実施している。

③防災、感染症対策備品の備蓄

災害時や感染症発生時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱や物資の入手難等が想定される。道路の復旧とともに流通機構がある程度回復し、また他地域からの救援物資が到着するまでの間、町民の生活を確保するために生活必需品等の備蓄や調達体制の整備に努めている。

④長南町総合防災マップの作成

2020年3月に災害時の備え及び町内の土砂災害警戒区域・浸水想定区域等を記載した「長南町総合防災マップ」を作成し、町内の全世帯に配布している。

(2) 当会の取組

①災害救助用物資及び復旧用物資の確保についての協力

②損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進

③被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）

④日本政策金融公庫や県及び町などの公的な各種融資制度の斡旋

⑤国、県及び町が行った商工業関係被害状況調査への協力

II 課題

1 長南町の防災計画では、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者一覧に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は災害時における物価の安定についての協力及び災害救助用物資、復旧資材の確保についての協力等となっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と当町の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制の構築等が必要となっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要となっている。

2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。

3 BCP（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。

4 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

Ⅲ 目標

- 1 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを周知し、発災時や感染症発生時における連絡を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2 発災後や域内での感染症発生時に、速やかな復興支援策、拡大防止措置が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 B C P（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やB C P（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年6月1日～令和8年3月31日)

II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

②町広報や当会の Facebook 等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。

③BCP（事業継続計画）策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会等を開催する。

④当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

⑤新型コロナウイルス感染症の感染状況等、事業者には正しい情報を入手して冷静に対応すること及び業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

⑥事業者にはマスクや消毒液等の一定量の備蓄、事業所内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを策定

(3) 関係団体等との連携

①損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象にした損害保険、感染症のリスクファイナンス対策としての生命保険や休業補償などの各種保険の紹介を実施する。

②被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて、建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

①中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）支援を実施する。

②BCP（事業継続計画）策定個別相談会等に参加した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けての具体的な支援を実施する。

③当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当町担当者、当会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当会と当町とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、毎年当町主催による大規模な災害訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 感染症対策備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で感染症対策等に備えて必要な備品を購入する。

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

①当会事務局責任者は発災後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。

②感染症の国内感染者発生後には職員の体調確認を行い、手洗いうがいを徹底し、感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、長南町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

※事務局責任者が被災又は発生した場合は、次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。

③業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当会と当町で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

①当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。

(ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報等が解除された後に出勤する。

(イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。

(ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

② 当会職員全員または大多数が被災等により、応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
長南地区	理事	4人	大まかな被害状況の把握等
東地区	理事	3人	〃
西地区	理事	3人	〃
豊栄地区	理事	3人	〃

③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当会と当町で共有する。

(長南町商工会と長南町で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考えます。

④ 長南町商工会と長南町とは災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

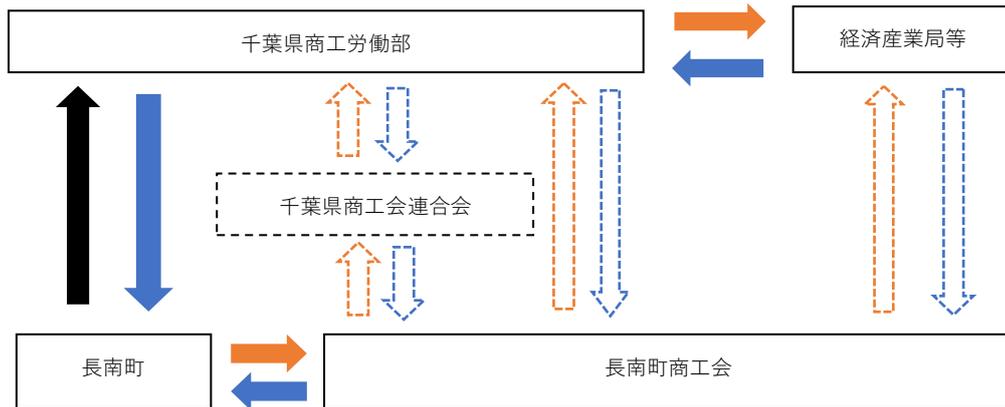
発災後～1週間	1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接町役場を訪問し、被害情報等を報告する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



(2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。
当会及び当町からの要請等に基づき、当会の役員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員は被災地域以外の者とする。

(3) 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

①確認方法

当会の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員 1 名 班員：理事 1 名、職員 1 名

※役員は被災地域以外の者とする。

②被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当町であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(4) 当会と当町が共有した上記の（2）及び（3）の情報は千葉県の指定する方法にて当町より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

(5) 感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法で当会又は当町より県へ報告する。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当会による支援は次のとおりとする。

(1) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。

(2) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について長南町と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。

(3) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。

(4) 前記3の(3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

(5) 応急時に有効な被災事業者施策(国、県、町の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(6) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策(国、県、町の施策)についての説明会及び個別相談会を開催する。

(7) 感染症の場合、事業活動に影響の受ける又はその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口を設置する。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

(1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。

(2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。

(3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。

(4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資(セーフティネット資金・一般枠)等の融資を斡旋する。

(5) 事業再建計画の策定を支援する。

6 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

(1) 事前の対策

① Web会議の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。

② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

(2) 流行時の対策

① 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。

② マスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。

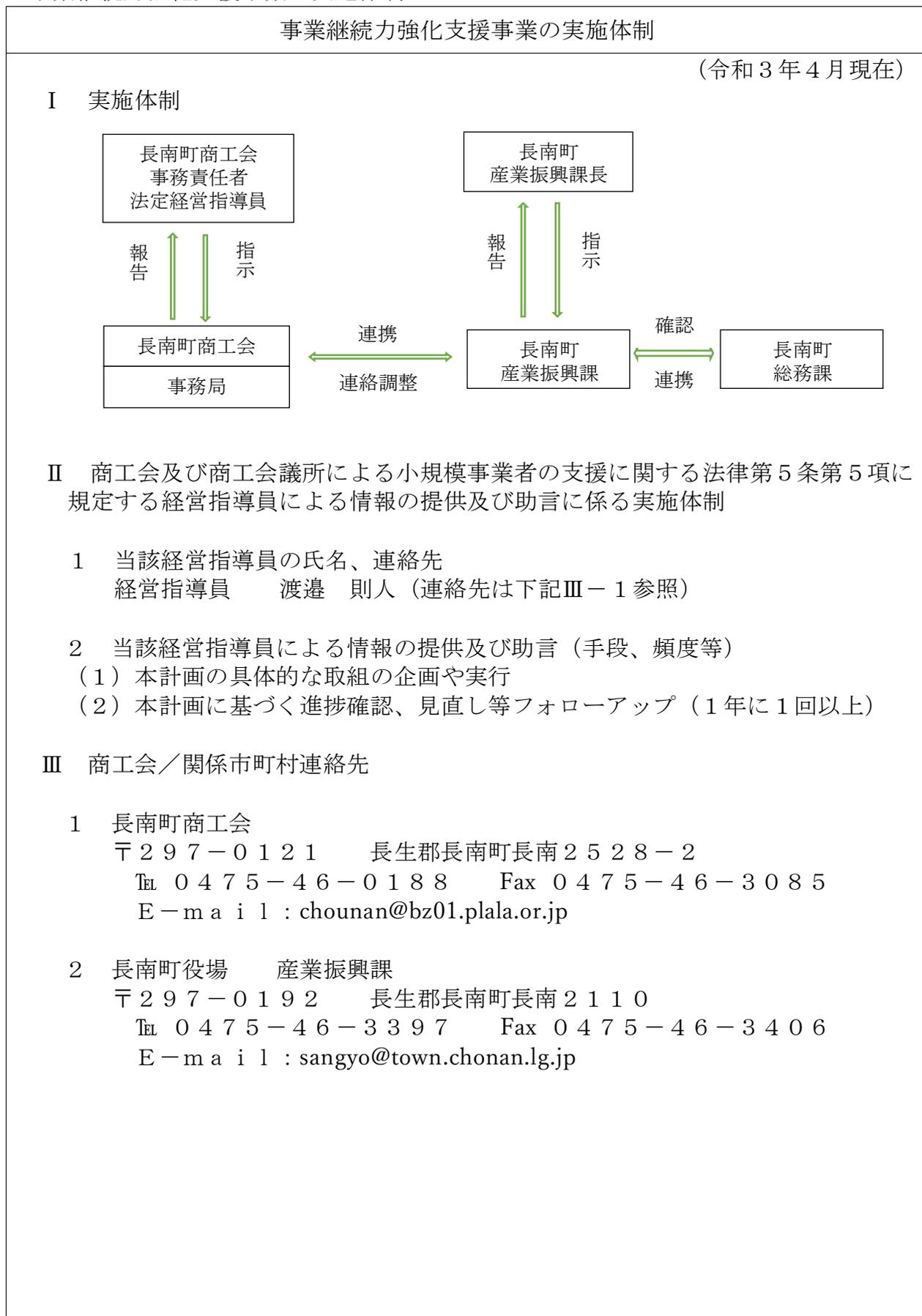
③ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	330	30	30	30	30
BCP策定個別 相談会開催費 通信費他	20	20	20	20	20
防災備品購入費	310	10	10	10	10

調 達 方 法

会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、長南町補助金等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等